



今の特集

- 1、医療費控除に、医療費のお知らせ（医療費通知）を利用可能へ
- 2、所得税法改正に伴い、被扶養者異動届の取り扱いが一部変更となりました
- 3、社会保険の被保険者要件のご確認を
- 4、平成30年度より国民健康保険制度が変わります
- 5、平成30年度の雇用保険料率が決定

1. 医療費控除に、医療費のお知らせ（医療費通知）を利用可能へ

全国健康保険協会（協会健保）から、平成30年2月に、平成28年10月から平成29年10月の間に医療機関等で受診された医療費を「医療費のお知らせ（医療費通知）」として事業主様宛（任意継続被保険者の方は自宅）に送付されます。

これまで納税の確定申告手続きの際、医療費控除を適用されるためには医療機関等で発行された領収書の添付が必要でしたが、平成29年分の納税の確定申告からは「医療費の領収書」添付は不要になり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

た。

この「医療費のお知らせ（医療費通知）」を添付することによって、「医療費控除の明細書」の明細の記載を省略することができることとなり、この場合には領収書の保管も不要になります。

ちなみに協会健保だけでなく各健保組合より発行されました「医療費のお知らせ（医療費通知）」につきましても同様の取扱いになります。

※但し、医療費のお知らせに記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付しなければならず、その際の領収書も5年間保存する義務が生じますのでご注意ください。

尚、この詳細は国税庁のホームページをご確認ください

2. 所得税法改正に伴い、被扶養者異動届の取り扱いが一部変更となりました

平成29年度の税制改正により、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年より被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が1,000万円（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が1,220万円）を超える場合、配偶者が所得税法上の控除対象配偶者に該当しなくなります。

そのためこの場合、従来事業主の確認をもって収入確認のための証明書類を省略することが可能でしたが、今後は被扶養者異動届提出時に課税証明書等の収入確認のための証明書類の添付が必要となります（合計所得が1,000万円以下の場合は従来の取扱いに変更はございません）

※詳細については日本年金機構のホームページをご確認ください。

3. 社会保険の被保険者要件のご確認を

平成28年10月1日より、被保険者501人以上の企業は、要件に該当する短時間労働者も社会保険被保険者にしなければならない制度改正が実施されました。

○短時間労働者の被保険者要件

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 賃金の月額が88,000円以上であること
※残業代、通勤手当等は含めない
3. 勤務期間が1年以上見込まれること
※1年の有期労働契約でも、更新の可能性があれば見込まれると判断します。
4. 学生を適用除外すること

上記被保険者要件に該当するのに未加入の従業員がないようご注意ください。

また、雇用契約を変更したことにより、短時間労働者から一般の被保険者、若しくは一般の被保険者から短時間労働者になる場合もございます。

その場合には短時間労働者への区分変更の届出が必要となりますので、契約変更の際には雇用条件をよくご確認ください。

4. 平成30年度より国民健康保険制度が変わります

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わります。

○制度改革に伴う主な変更点等

- 1 これまで市町村ごとに行っていた被保険者の資格管理は都道府県単位で行われることとなります。また、同じ都道府県内での住所移動であれば、資格の喪失や新たな取得が発生しない自治体もございます。

※保険証については従来と変わらず各市町村にて発行がされます。

2 高額療養費の通算方法の変更

高額療養費の多数回該当の回数は、これまで他の市町村に引っ越した場合には通算されませんでした。平成30年4月以降、同じ都道府県内であれば、回数を引き継ぐこととなりました。

※お手続きの詳細な方法についてはお住まいの市区町村の年金課にご確認ください。

5. 平成30年度の雇用保険料率が決定

平成30年4月1日～平成31年3月31日に適用される雇用保険料率が1月30日の官報に公告され正式に決定いたしました。

具体的には、失業等給付の保険料率、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）、ともに平成29年度の料率を据え置きます。下記料率表をご参照ください。

<参考：平成30年度雇用保険料率>

	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 <small>(失業等給付の保険料率のみ)</small>	② 事業主負担
一般の事業	0.9%	0.3%	0.6%
農林水産 清酒製造の事業	1.1%	0.4%	0.7%
建設の事業	1.2%	0.4%	0.8%

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310